佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年６月27日

佐賀県知事　　古　　川　　　　　康

◎佐賀県条例第40号

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例

佐賀県核燃料税条例（平成20年佐賀県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（納税義務者等） 第４条　略 ２　前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。 (1)　発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合　電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第１項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査の全てに合格した日 (2)　発電用原子炉について電気事業法第54条の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合　当該定期検査が終了した日 (3)　略	（納税義務者等） 第４条　略 ２　前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。 (1)　発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の３の11第１項の規定により原子力規制委員会が行う使用前検査並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第１項の規定により原子力規制委員会及び経済産業大臣が行う使用前検査の全てに合格した日 (2)　発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の３の15第１項の規定により原子力規制委員会が行う施設定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合　当該施設定期検査が終了した日 (3)　略

附　則

この条例は、公布の日又は原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第17条の規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。